統計 1-19 不正アクセス行為の被害に係る特定電子計算機のアクセス管理者 (平成14~18年)

年次 被害に係る 特定電子計算機のアクセス管理者	14	15	16	17	18
プロバイダ	243	98	126	356	602
一般企業	62	76	202	203	325
大学、研究機関等	3	16	6	12	6
その他	21	22	22	21	13
うち行政機関	12	3	12	17	5
不明	0	0	0	0	0
計	329	212	356	592	946

注1: 特定電子計算機とは、電気通信回線に接続している電子計算機をいう。

注 2: アクセス管理者とは、ネットワークに接続しているコンピュータをだれに利用させるかを決定する者をいう。例えば、インターネットへの接続や電子メールの受信についてはプロバイダが、インターネット・ショッピング用のウェブサイトの閲覧についてはその店主が、それぞれアクセス管理者である。

注3: プロバイダとは、インターネットに接続する機能を提供する電気通信事業者をいう。 大学・研究機関等には、大学、高等学校等の学校機関及びその附置機関を含む。 「その他」の「うち行政機関」には、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体及びこれらの附置機関を含む。